



2012年9月12日

各 位

会 社 名 イオンクレジットサービス株式会社  
代表者名 代表取締役兼社長執行役員 神谷 和秀  
(コード番号8570 東証第一部)  
問合せ先 取締役兼専務執行役員 若林 秀樹  
(TEL 03-5281-2057)

**臨時株主総会の開催及び臨時株主総会招集のための基準日設定  
並びに決算期変更及び定款一部変更に関するお知らせ**

当社は、2012年9月12日開催の取締役会（以下「本取締役会」といいます。）において、当社を完全親会社、株式会社イオン銀行（以下「イオン銀行」といいます。）を完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を実施することを決議し、同日イオン銀行との間で株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）を締結いたしました。また、これに併せ、本取締役会において、決算期の変更を行うことを決議いたしました。

これに伴い、本取締役会において、「株式交換契約承認の件」及び「定款一部変更の件」等、下記の目的事項をご承認いただくための臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）を招集することを決議するとともに、本臨時株主総会招集のための基準日の設定について決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本株式交換の詳細につきましては、2012年9月12日に公表いたしました「イオンクレジットサービス株式会社と株式会社イオン銀行による株式交換契約締結及び持株会社体制への移行を目的とする経営統合契約締結のお知らせ」をご参照ください。

記

1. 本臨時株主総会の日時・場所および目的事項について

(1) 本臨時株主総会の日時・場所

日時 2012年11月21日(水) 午前10時

場所 東京都千代田区神田美土代町7番地 住友不動産神田ビル バルサール神田

(2) 本臨時株主総会の目的事項

第1号議案 株式交換契約承認の件

第2号議案 定款一部変更の件

2. 本臨時株主総会招集のための基準日等について

本臨時株主総会において議決権を行使することができる者を確定するため、2012年9月30日を基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記載または記録されている株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる者とし、以下のとおり基準日に関する公告をいたします。

(1) 基準日 2012年9月30日

(2) 公告予定日 2012年9月13日

- (3) 公告方法                    電子公告により、当社ホームページの株主・投資家情報サイト内にある「電子公告」欄に掲載いたします。  
<http://www.aeoncredit.co.jp/aeon/ir/announce/index.html>

### 3. 決算期変更及び定款の一部変更について

#### (1) 決算期変更の内容

現 在   ：毎年2月末日

変更後   ：毎年3月末日

(注) 決算期変更の開始期間となる第32期は、2012年2月21日から2013年3月31日までの13ヶ月9日決算となる予定です。

#### (2) 今後の見通し

今後、業績予想修正の必要性が生じた場合は速やかにお知らせいたします。

#### (3) 定款変更の理由

当社の事業年度は、毎年3月1日から翌年2月末日までとしておりますが、2013年4月1日に実施予定の会社分割により当社が銀行持株会社となるため、銀行法第17条の定めに従い、これを毎年4月1日から翌年3月末日までの1年間に変更いたします（第32期事業年度は、2012年2月21日から2013年3月31日までとなります。）。

定款の一部変更につきましては、事業年度の変更に伴い、現行定款第12条（基準日）、第36条（事業年度）及び第38条（剰余金の配当の基準日）並びに附則第1条（第32期事業年度の期間）及び附則第3条（附則の有効期限）につき、所要の変更を行うものであります。

なお、本定款変更は、本臨時株主総会における上記第1号議案が承認可決されること及び本株式交換の効力が発生することを条件として、2013年1月1日付でその効力が生じるものとします。

#### (4) 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

#### (5) 定款変更の日程

定款変更のための株主総会開催日                    2012年11月21日

定款変更の効力発生日                                    2013年1月1日

(変更箇所には下線を付しております。)

現行定款	変更案
第1条～第11条 (省略)	第1条～第11条 (現行どおり)
第3章 株主総会 (基準日) 第12条 当会社の定時株主総会における議決権の基準日は、毎年 <u>2</u> 月末日とする。 ② (省略)	第3章 株主総会 (基準日) 第12条 当会社の定時株主総会における議決権の基準日は、毎年 <u>3</u> 月末日とする。 ② (現行どおり)
第13条～第35条 (省略)	第13条～第35条 (現行どおり)
第6章 計算 (事業年度) 第36条 当会社の事業年度は、毎年 <u>3</u> 月1日から翌年 <u>2</u> 月末日までの1年とし、事業年度の末日を決算期とする。	第6章 計算 (事業年度) 第36条 当会社の事業年度は、毎年 <u>4</u> 月1日から翌年 <u>3</u> 月末日までの1年とし、事業年度の末日を決算期とする。
第37条 (省略)	第37条 (現行どおり)
(剰余金の配当の基準日) 第38条 当会社の期末配当の基準日は、毎年 <u>2</u> 月末日とする。 ② 当会社の中間配当の基準日は、毎年 <u>8</u> 月末日とする。 ③ (省略)	(剰余金の配当の基準日) 第38条 当会社の期末配当の基準日は、毎年 <u>3</u> 月末日とする。 ② 当会社の中間配当の基準日は、毎年 <u>9</u> 月末日とする。 ③ (現行どおり)
第39条 (省略)	第39条 (現行どおり)
(附則) (第32期事業年度の期間) 第1条 第36条の規定にかかわらず、第32期事業年度は、2012年2月21日から2013年 <u>2</u> 月 <u>28</u> 日までとする。 (中略) (附則の有効期限) 第3条 本附則は2013年 <u>2</u> 月 <u>28</u> 日まで有効であり、同日の経過をもって無効とし削除する。	(附則) (第32期事業年度の期間) 第1条 第36条の規定にかかわらず、第32期事業年度は、2012年2月21日から2013年 <u>3</u> 月 <u>31</u> 日までとする。 (中略) (附則の有効期限) 第3条 本附則は2013年 <u>3</u> 月 <u>31</u> 日まで有効であり、同日の経過をもって無効とし削除する。

以 上